

# 平成29年度 研究者向け委託研究説明会

平成29年6月

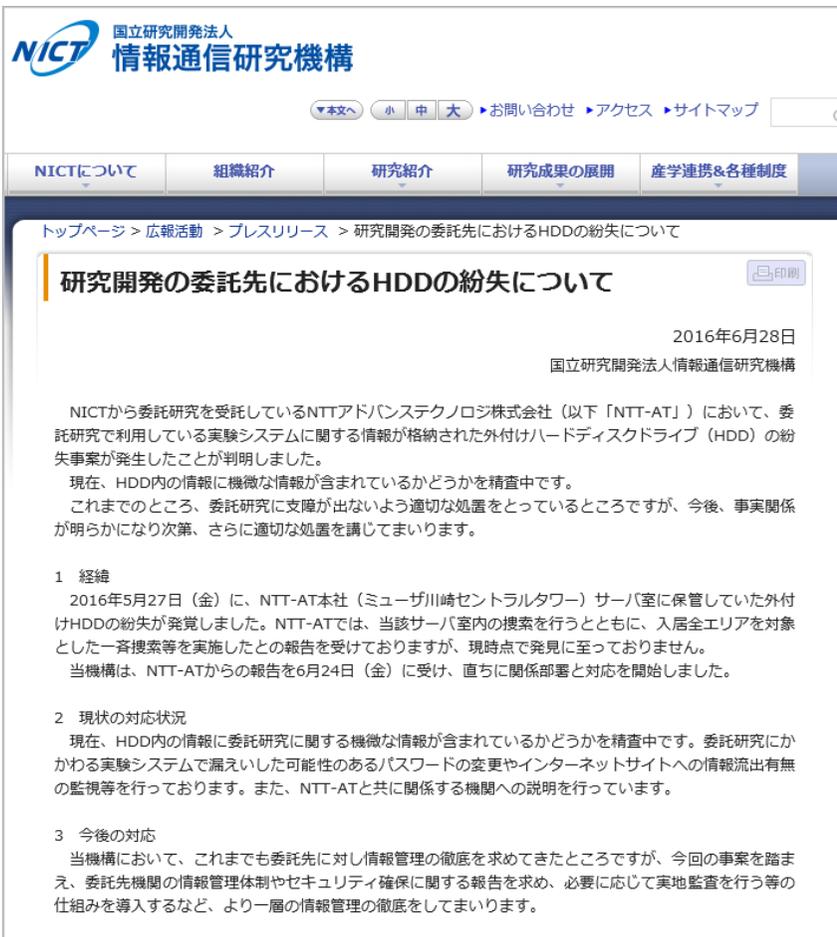
国立研究開発法人情報通信研究機構  
イノベーション推進部門 委託研究推進室

# 目次

1. 情報管理の徹底について	.....	2
2. パーソナルデータ (PD) について	.....	15
3. 電波法許可対象機器の扱い	.....	45
4. お願い	.....	49

# 1. 情報管理の徹底について

## 委託研究の委託先において、NICT研究関連を含む情報を保存した外付けハードディスク(HDD)を紛失した事案を踏まえ、秘密情報等の管理の強化が必要。



**NICT** 国立研究開発法人 情報通信研究機構

▼本文へ 小 中 大 ▶ お問い合わせ ▶ アクセス ▶ サイトマップ

NICTについて 組織紹介 研究紹介 研究成果の展開 産学連携&各種制度

トップページ > 広報活動 > プレスリリース > 研究開発の委託先におけるHDDの紛失について

### 研究開発の委託先におけるHDDの紛失について

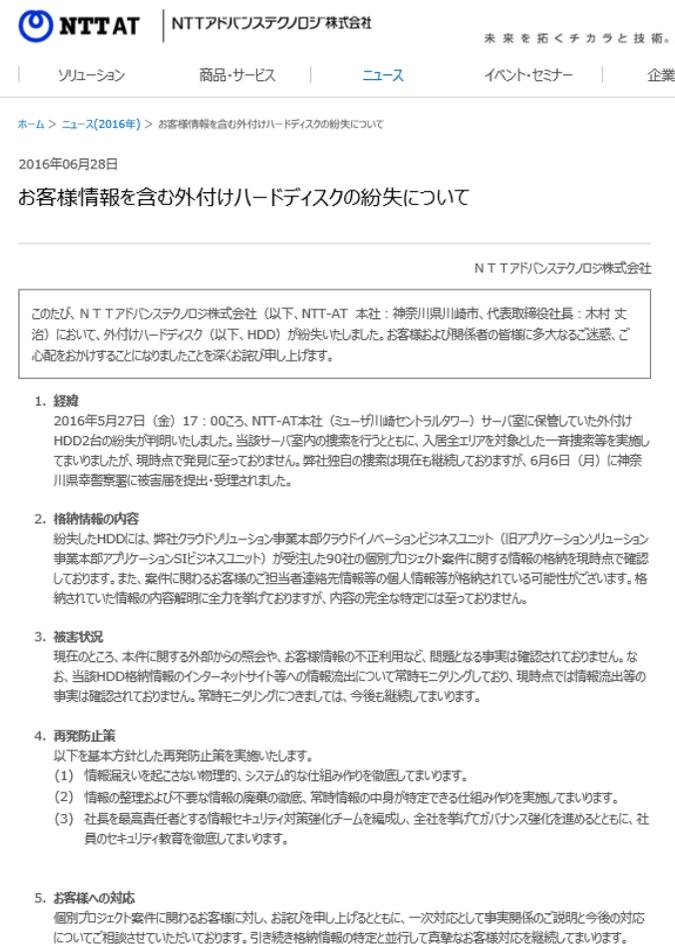
2016年6月28日  
国立研究開発法人情報通信研究機構

NICTから委託研究を受託しているNTTアドバンステクノロジー株式会社(以下「NTT-AT」)において、委託研究で利用している実験システムに関する情報が格納された外付けハードディスクドライブ(HDD)の紛失事案が発生したことが判明しました。

現在、HDD内の情報に機微な情報が含まれているかどうかを精査中です。

これまでのところ、委託研究に支障が出ないよう適切な処置をとっていますが、今後、事実関係が明らかになり次第、さらに適切な処置を講じてまいります。

- 経緯**  
2016年5月27日(金)に、NTT-AT本社(ミューザ川崎セントラルタワー)サーバ室に保管していた外付けHDDの紛失が発覚しました。NTT-ATでは、当該サーバ室内の捜索を行うとともに、入居全エリアを対象とした一斉捜索等を実施したとの報告を受けておりますが、現時点で発見に至っておりません。
- 現状の対応状況**  
現在、HDD内の情報に委託研究に関する機微な情報が含まれているかどうかを精査中です。委託研究にかかわる実験システムで漏えいした可能性のあるパスワードの変更やインターネットサイトへの情報流出有無の監視等を行っております。また、NTT-ATと共に関係する機関への説明を行っています。
- 今後の対応**  
当機構において、これまで委託先に対し情報管理の徹底を求めてきたところですが、今回の事案を踏まえ、委託先機関の情報管理体制やセキュリティ確保に関する報告を求め、必要に応じて実地監査を行う等の仕組みを導入するなど、より一層の情報管理の徹底をしております。



**NTT AT** | NTTアドバンステクノロジー株式会社

未来を拓くチカラと技術。

ソリューション 商品・サービス ニュース イベント・セミナー 企業

ホーム > ニュース(2016年) > お客様情報を含む外付けハードディスクの紛失について

2016年06月28日

### お客様情報を含む外付けハードディスクの紛失について

NTTアドバンステクノロジー株式会社

このたび、NTTアドバンステクノロジー株式会社(以下、NTT-AT 本社：神奈川県川崎市、代表取締役社長：木村 文治)において、外付けハードディスク(以下、HDD)が紛失いたしました。お客様および関係者の皆様にご迷惑、ご心配をおかけすることになりましたことを深くお詫言申し上げます。

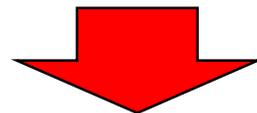
- 経緯**  
2016年5月27日(金) 17:00ころ、NTT-AT本社(ミューザ川崎セントラルタワー)サーバ室に保管していた外付けHDD2台の紛失が発覚しました。当該サーバ室内の捜索を行うとともに、入居全エリアを対象とした一斉捜索等を実施してまいりましたが、現時点で発見に至っておりません。弊社独自の捜索は現在も継続しておりますが、6月6日(月)に神奈川県警警署に被害届を提出・受理されました。
- 格納情報の内容**  
紛失したHDDには、弊社クラウドソリューション事業本部クラウドイノベーションビジネスユニット(旧アプリケーションソリューション事業本部アプリケーションビジネスユニット)が受注した90社の個別プロジェクト案件に関する情報の格納を現時点で確認しております。また、案件に関わるお客様のご担当者連絡先情報等の個人情報等が格納されている可能性がございます。格納されていた情報の内容詳細に全力を挙げておりますが、内容の完全な特定には至っておりません。
- 被害状況**  
現在のところ、本件に関する外部からの照会や、お客様情報の不正利用など、問題となる事実は確認されておりません。なお、当該HDD格納情報のインターネットサイト等への情報流出について常時モニタリングしており、現時点では情報流出等の事実は確認されておりません。常時モニタリングにつきましては、今後も継続してまいります。
- 再発防止策**  
以下を基本方針とした再発防止策を実施いたします。
  - 情報漏えい発起点のない物理的、システムの仕込み作りを徹底してまいります。
  - 情報の整理および不要情報の廃棄の徹底、常時情報の中身が特定できる仕組み作りを実施してまいります。
  - 社員を最高責任者とする情報セキュリティ対策強化チームを編成し、全社を挙げてガバナンス強化を進めるとともに、社員のセキュリティ教育を徹底してまいります。
- お客様への対応**  
個別プロジェクト案件に関わるお客様に対し、お詫言を申し上げるとともに、一次対応として事実関係のご説明と今後の対応についてご相談させていただいております。引き続き格納情報の特定と並行して真摯なお客様対応を継続してまいります。

※ HDD紛失事案に先立ち、これとは別の受託者に関する件として、委託費で購入したノートPC盗難事件も発生(平成28年4月)(PC内に保存されていた情報管理、物品管理 が必要)

## 総務省の委託研究契約条項の改正

総務省における委託研究においては、情報管理の徹底を図るため、委託契約雛形を改正

- 受託者に開示した守秘義務情報の扱い規定の追加・修正
- 受託者に開示した個人情報の取扱いの条文を追加



NICT契約約款も同様の改正を行うよう指示

平成28年11月10日 総務省の規定と同様の規定ぶりで委託契約約款改正(27条、51条)  
(平成29年5月11日 パーソナルデータの取り扱いの規程整備(50条))

(守秘義務) ..

第27条 乙は、甲が秘密であることを示して乙に開示する情報については、委託期間中はもとより、委託業務が完了し若しくは中止され又は委託契約が解除された後においても、守秘義務を負うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。..

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報。..
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報。..
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報。..
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報。..
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報。..
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報。..

2 前項の有効期間は、本委託業務の完了日若しくは中止日又は委託契約の解除日の翌日から起算して原則として5年間とする。..

3 乙は、本委託業務の完了時若しくは中止時、又は本契約の解除時、原則、第1項により乙に開示された情報を甲に返却、再生不可能な状態に消去又は廃棄の上、その旨を証する書面を甲に報告するものとする。ただし、やむを得ず、返却、消去又は廃棄できない場合、当該情報のセキュリティを確保した管理について、甲の承認を得ること。その場合であっても、原則として、5年以内に当該情報を返却、消去又は廃棄するものとする。..

4 乙は、第1項により守秘義務を負う情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、直ちに甲に対して通知し、必要な措置を講じるとともに、その事故の発生から7日以内に、発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。..

5 乙が委託業務の一部を第2条に基づき第三者に委託する場合、又は第三者に請負させる場合は、乙は当該第三者に対し第1項から前項に定める措置を遵守させるものとする。..

(パーソナルデータの取り扱い) ..

第50条 乙は、委託業務の実施に当たり、自ら収集、作成、又は第三者から取得したパーソナルデータについては、善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。..

2 乙は、委託業務の実施に当たり、パーソナルデータを収集するときは適法かつ公正な手段により収集するものとし、パーソナルデータを第三者から取得するときはそのデータが適法かつ公正な手段により収集されていることを確認した上で取得することとする。..

3 乙は、甲の求めに応じ、パーソナルデータの取扱計画の決定、取扱時のプライバシー保護対策の実施、研究成果の公表等に先立ち必要な事項を甲に遅滞なく報告するものとし、甲は、プライバシー等の個人の権利利益の保護又は甲におけるリスクの顕在化の防止等のために必要と判断した場合は、その内容の変更や中止等の対策の実施を乙に求めることができ、乙はこの指示に従うものとする。..

4 乙は、本委託業務を第2条の規定により第三者に再委託する場合、又は第三者に請負させる場合は、本条各項に定める内容と同様の措置を再受託者に求め、あわせて自らがすべての責任を負うものとする。..

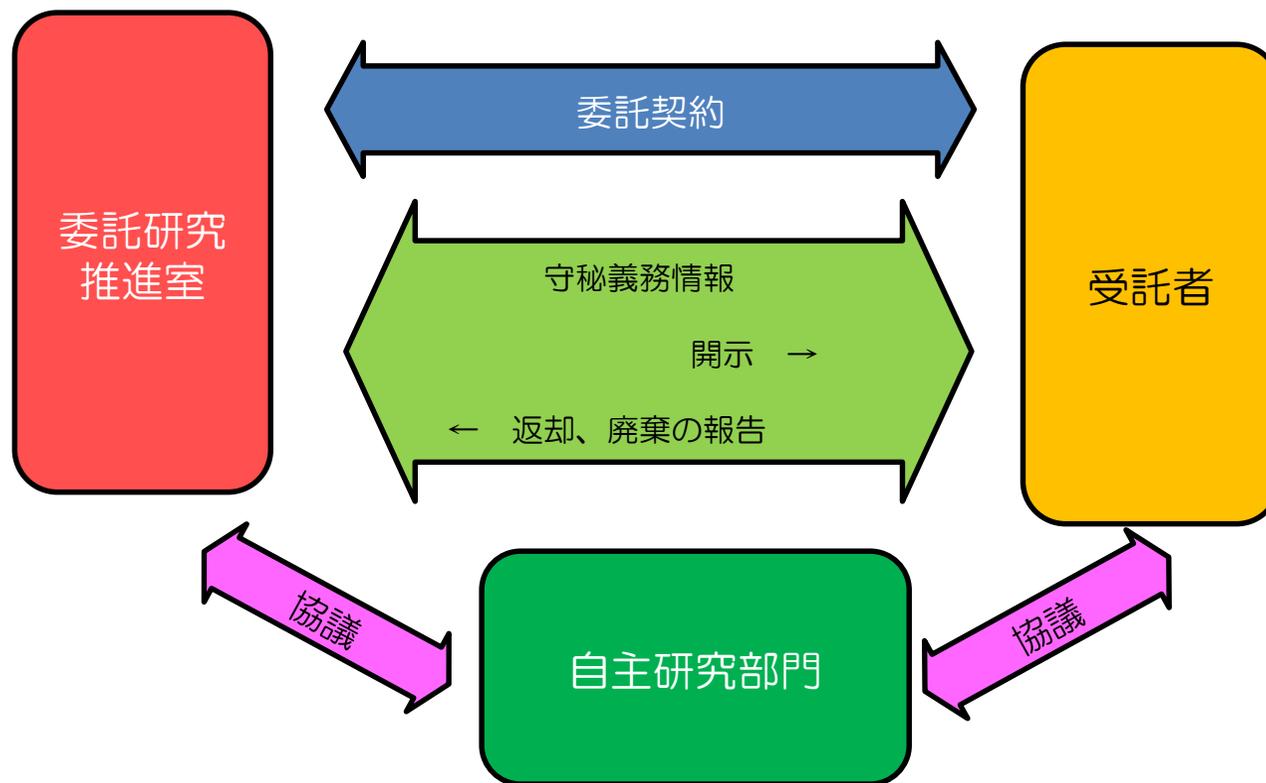
5 甲は、必要があると認めるときは、乙の事業の運営に支障が生ずるその他正当な理由がある場合を除き、甲の職員を乙の工場、研究施設その他の事業所(乙の再受託者の事業所を含む。)において、パーソナルデータの管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対して必要な指示をさせることができる。..

6 乙は、パーソナルデータの漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のために必要な措置、本人(パーソナルデータによって識別される特定の個人)への連絡等を実施するとともに、甲に対して、当該事実が発生した旨、被害状況、被害の拡大防止等のために講じた措置等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる指示を受けた場合には、その指示に従わなければならない。..

※パーソナルデータの取り扱いの約款については、「2. パーソナルデータ(PD)に関して」で説明

- (甲が保有し、乙に開示される個人情報の取り扱い) ..
- 第51条 甲は乙に対し、甲の保有する個人情報を開示する場合、当該個人情報を特定し、個人情報である旨を明示しなければならない。..
- 2 乙は前項に基づき個人情報の開示を受けた場合、次に定める当該個人情報の管理に必要な措置を講じなければならない。..
- ① 個人情報を入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピュータ端末を限定するものとする。..
  - ② 委託業務の作業場所は、入退管理を適切に実施している、物理的に保護された室内とする。..
  - ③ 紙媒体・電子データを問わず、開示を受けた個人情報については厳重な保管管理を実施するものとする。..
  - ④ 個人情報の原本の返却にあたっては、書面をもって甲の確認を受けるものとする。..
  - ⑤ 不要となった個人情報は、再生不可能な状態に消去するものとする。..
- 3 乙が委託業務の一部を第2条に基づき第三者に委託する場合、又は第三者に請負させる場合は、乙は当該第三者に対し前項に定める措置を遵守させるものとする。..
- 4 開示を受けた個人情報に関して、情報の改ざん、漏えい等のセキュリティ上の問題が発生した場合、乙は直ちに甲に報告するとともに、甲の指示に従い、問題解決にむけて確実に対策を講じなければならない。..

これまで、受託者と自主研究部門との間のデータのやり取りについては、自主研究部門が執り行っていたが、守秘義務情報等の開示、廃棄、返却については、イノベーション推進部門委託研究推進室が間に入り確認を行うとともに、データの受け渡しについても委託研究推進室で行う。



- ※ 受託者と自主研究部門の協議により、守秘義務情報の対象となる情報を抽出。委託研究推進室(委託室)から受託者に開示。
- ※ 自主研究部門が受託者と締結するMoU、覚書、機器貸出契約について、自主研究部門と委託研究推進室が連携貸出台帳を委託室で作成。機器の管理は自主研究部門と委託室で連携して管理。

## 1 守秘義務情報の指定

### 第27条第1項

乙は、甲が秘密であることを示して乙に開示する情報については、委託期間中はもとより、**委託業務が完了し若しくは中止され又は委託契約が解除された後においても、守秘義務を負うものとする。**

守秘義務情報については、前ページのやり取りにより、開示。

自主研究部門から直接、開示を受けた場合には、自主研究部門と委託研究推進室との協議漏れの恐れもあるため、委託研究推進室担当者にも連絡願います。

守秘義務を負う期間については、原則5年間、ただしそれ以上の期間情報を保持すれば廃棄するまで引き続き義務を負う。(第2項、第3項)

## 2 守秘義務情報の有効期間

### 第27条第2項

有効期間は、本委託業務の完了日若しくは中止日又は委託契約の解除日の**翌日から起算して原則として5年間**とする。

第3項により、情報を廃棄等を実施しても、守秘義務は5年間負うこととなりますのでご注意願います。  
(研究終了後、情報を廃棄しても、口外しない等、の守秘義務を5年間負う。)

## 3 守秘義務情報の廃棄等

### 第27条第3項

乙は、本委託業務の完了時若しくは中止時、又は本契約の解除時、原則、第1項により乙に開示された情報を甲に返却、再生不可能な状態に消去又は廃棄の上、その旨を証する書面を甲に報告するものとする。ただし、やむを得ず、返却、消去又は廃棄できない場合、当該情報のセキュリティを確保した管理について、甲の承認を得ること。その場合であっても、原則として、5年以内に当該情報を返却、消去又は廃棄するものとする。

- ・委託研究が終了時に廃棄等を行い、その旨を書面で報告
- ・やむを得ず廃棄等出来ない場合は、NICTの承認を得、原則5年以内に廃棄等を行う

万が一、5年以内に廃棄等が出来ない場合は、引き続き守秘義務、第4項の事故報告、第5項の再委託(請負)先の遵守が、守秘義務情報がある限り継続。 → 基本は研究終了時に廃棄等を実施のこと。

※存続条項53条(2)対象事由が消滅するまで効力を有するもの  
第27条第1項及び第3項から第5項

## 4 守秘義務情報の事故報告

### 第27条第4項

乙は、第1項により守秘義務を負う情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、**直ちに甲に対して通知し、必要な措置を講じるとともに、その事故の発生から7日以内に、発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。**

・事故が生じたときは直ちにNICTに通知、7日以内に発生状況等を報告。

研究終了後、情報を廃棄しても、口外による漏えい事故の可能性もあり、研究終了後であっても5年間は義務を負う。

※存続条項 53条(1) 定められた期間(5年間)効力を有するもの  
第27条第1項から第2項及び第4項から第5項

第3項により、廃棄せず守秘義務情報を持ち続ければさらに継続

※存続条項 53条(2) 対象事由が消滅するまで効力を有するもの  
第27条第1項及び第3項から第5項

## 5 再委託(請負)先における本件規定の遵守

### 第27条第5項

第三者に**委託する場合**、又は第三者に**請負させる場合**は、乙は当該第三者に対し第1項から前項に定める措置を**遵守させる。**

再委託(請負)先に対しても遵守させるよう義務づける。

規程改正により、  
第51条(甲が保有し、乙に開示される個人情報取り扱い)が規定され、  
第2項に情報の管理の規程が整備

第27条(守秘義務)、第50条(パーソナルデータの取り扱い)においても、  
情報管理の徹底が重要

- 情報漏洩事故等が発生した場合には、事故対応が必要。  
第27条第4項、第50条第6項
- 再委託先、請負先に対しても遵守  
第27条第5項、第50条第4項

**守秘義務情報、パーソナルデータにおいても、51条第2項に準じた対応が必要**

## 51条第2項での規定内容

### 1 情報を閲覧・入力できる作業担当者及びコンピュータ端末を限定

- ・誰でも情報にアクセスできることでの情報漏えいのリスクを避けるため、NICTから開示した情報等、機微な情報の扱いについては、作業する担当者を限定。
- ・また、適切にセキュリティ対策を実施したコンピュータ端末に限定して作業を実施。

脆弱性やサイバー攻撃の情報を収集し、パーソナルコンピュータのファームウェアやオペレーティングシステム、アプリケーション、ブラウザ等へのセキュリティパッチの適用やアップデート等を適宜行うと共に、当該脆弱性やサイバー攻撃に対応したセキュリティパッチの適用、アップデート等が行われるまでは、パーソナルコンピュータをネットワークから遮断するといった対策を講じて下さい。

情報をサーバー上に保管する場合は、アクセスに必要な情報(ID、パスワード等)については、厳重な管理を行うことにより、第三者に漏洩しない対策を講じてください。なお、緊急の事態においては、ネットワークケーブルを引き抜く等のサーバーの外部接続を物理的に遮断して下さい。

**原則、モバイルPC、タブレット、スマートフォン、USBメモリー等、可搬型のものに情報を保管しないこと。外部に持ち歩かないこと。 ⇒ 紛失、盗難による情報漏えいリスク大。**

やむを得ず、使用しなければならない場合、持ち運ぶ情報は必要最低限とし、パスワードで個別ファイルにロックをかけるとともに、ストレージ全体に暗号をかけることとして、万が一紛失・盗難が起こった場合でも、ファイルに第三者からアクセスできないよう予め措置を行っておいて下さい。また、用務終了後は情報を削除願います。

## 2 入退室管理を適切に実施している、物理的に保護された室内で作業

受託者が知らない状態で、部外者が勝手に作業を行っている場所に出入りし、情報を持ち出さないよう、入退室管理を徹底して下さい。

【IDカード等による入退室管理が困難な場合】

- ・作業は**施錠できる室内**で行い、中で作業を行っている受託先の研究者は、部外者が勝手に入ってこないよう注意を払って下さい。
- ・部外者が立ち入る場合には、**部外者だけを室内に残すことはせず、立ち合いをお願いします。**
- ・室内に受託者の研究者が誰もいない場合は、**短時間であっても施錠してください。**

## 3 紙媒体、電子データを問わず、情報については、厳重な保管管理

**施錠や入退室管理がされる部屋において**

- ・PC等については、セキュリティワイヤー等による**盗難防止策の実施**
- ・紙媒体、CD等の電子記録媒体については、施錠できる室内に設置した**保管棚等に施錠して保管**
- ・情報が入っているパソコンには、**ログインパスワードの設定及び情報の暗号化を実施。**
- ・共有フォルダーに保管する場合には、担当者以外アクセスできないよう、**アクセス制限をかける。**

## 4 情報の返却、消去

原本をNICT側から渡すことは基本的にはないため、基本は再生不可能な状態に消去して下さい。  
自ら収集したパーソナルデータについても、不要となった時点で消去して下さい。

# 紛失・盗難対策及びインシデント発生時のNICTへの報告

受託者において、紛失・盗難等の事象（インシデント）が発生した場合は、直ちに一報をNICTに連絡して下さい。



インシデントの内容によっては総務省からも受託者に対し、問い合わせがある場合や、直接受託者が総務省に報告する必要が発生する場合があります。

インシデントの内容によっては受託者より報道発表、記者会見をお願いする場合があります。

受託者の判断となりますが、インシデント発生に伴う責任を明確にして頂く必要があります。

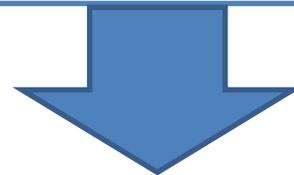


インシデント対策として、受託者内部の情報管理体制の拡充、各種制度の制定、当該制度のためのシステム導入等の事後対策をとって頂き、NICTにて確認を行います。不十分な場合は委託研究を継続できない場合があります。

## 2. パーソナルデータ (PD) について

- ✓ ICTの進展によって、多様で膨大なデータの収集及び分析が可能となり、ビッグデータ利活用の機運が高まり。
- ✓ 第4期中長期目標及び中長期計画（平成28～32年度）においても、**機構が積極的に取り組むべき課題としてビッグデータやIoT、人工知能等が盛り込まれており、個人に関する情報（パーソナルデータ）を取扱う研究開発が実施される。**
- ✓ 他方、**パーソナルデータの利活用には、プライバシーを侵害するとの懸念あり。**
  - ※ **法令を遵守していても、個人の不安、気持ち悪さ等に起因して、炎上が発生するリスク**

- ✓ 以上の状況を踏まえると、パーソナルデータに係る研究開発を推進するため、NICTが組織としてパーソナルデータを適切に取り扱うための環境を整備することが必要。
  
- ✓ 特に、パーソナルデータの不適切な取扱いによる
  - ・ データを提供する本人の権利（特にプライバシー）を侵害をすることのリスク
  - ・ 権利侵害の懸念から生じる社会からの批判（“炎上”）等のリスクに対処することが重要。



**NICTとして、研究開発における  
パーソナルデータの取扱いにおける  
リスク管理のための手続きを制定**

# パーソナルデータ

「パーソナルデータ」「個人情報」「プライバシーを侵害する可能性のある情報」を、以下のとおりに区別する。

## パーソナルデータ

### 個人に関する情報全般（個人情報（後述）より広い概念）

※ 統一的な定義はないが、国における議論では「個人の行動、状態等に関するデータ、従来の個人情報の定義では必ずしもとらえきれないものを含む」、「個人に関連するデータの総称」等の意味で使用。

※ NICTにおいては、より具体的に、

- ・ 人についてのデータ（人の行動に伴って記録されるデータや人そのもの（生体等）について記録されるデータ）かどうか
- ・ 人が生成（記録）するデータかどうか（モノのことが書かれたSNS、風景の写真等）

という基準で判断。当該基準のどちらにも該当しないデータは、パーソナルデータには該当しないものとする。

#### 【該当しないデータの例（ホワイトリスト）】

- ・ 気象レーダーが収集するデータ
- ・ 電離層や太陽電波観測のデータ
- ・ 水位計が記録する河川のデータ

## パーソナルデータの例

以下に、NICTや委託先等の研究開発で利用されるところと思われるパーソナルデータの例を記す。

(これらはいくまでも例示であり、これらに限定されるものではない)

### カメラ・センサデータ (人を撮影したもの)

- ◆ カメラによる施設利用者の映像情報
- ◆ ドローン搭載カメラから撮影された映像情報
- ◆ ロボット制御目的で得られたカメラ・センサー情報

### 端末に関するデータ

- ◆ 端末ID (IPアドレス、MACアドレス等)
- ◆ アプリインストールID
- ◆ アプリ利用時刻
- ◆ アプリへの入力情報 (文章や図形)

### 位置データ

- ◆ 携帯電話位置情報 (キャリア会社が販売するデータ、GPSによるもの等)
- ◆ カーブローブ情報
- ◆ 世帯名付き住宅地図

### 生体情報

- ◆ 音声データ (スマートフォンによる音声収録)
- ◆ 音声データの書き起こしテキスト
- ◆ 指尖脈波解析データ
- ◆ 脳活動情報、MRI/内視鏡/CT等の映像・画像
- ◆ カルテ・処方箋

### 生体・心理計測データ

- ◆ 多感覚情報の知覚・認知に関する心理・行動・脳活動データ
- ◆ 機械の遠隔操作時における人の行動計測データ
- ◆ 人体の形状に関する測定データ
- ◆ 立体映像視聴における疲労感等の主観評価データ

### データの分析により得られるデータ

- ◆ 人の特徴量情報 (映像情報を処理して得られる個人識別に利用可能な情報など)
- ◆ 移動経路情報 (個人が、いつ、どこを動いたかを表す情報)
- ◆ 音声認識結果及びその機械翻訳結果
- ◆ 心身リズムの推定結果

### 被験者に関する情報

- ◆ 年代、性別、出身地域、収録地域
- ◆ 施設・設備利用ログデータ

### WEB関係のデータ (個人に関するもの)

- ◆ Webテキスト
- ◆ Web音声データ (動画内の音声トラック含む)、
- ◆ Web画像データ
- ◆ Twitterへ投稿されたツイート情報
- ◆ Twitter アーカイブデータ
- ◆ 位置情報付きSNS

# 個人情報

## 個人情報

～ 法律上の用語。法律に基づく規律がかかる。  
 (「個人情報保護法」)

「生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するもの。

- **当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等**(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により**特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)**
- **個人識別符号が含まれるもの(今後政令で定める)**

また、改正法では、「要配慮個人情報」というカテゴリーが設けられた。

要配慮個人情報とは、

「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」

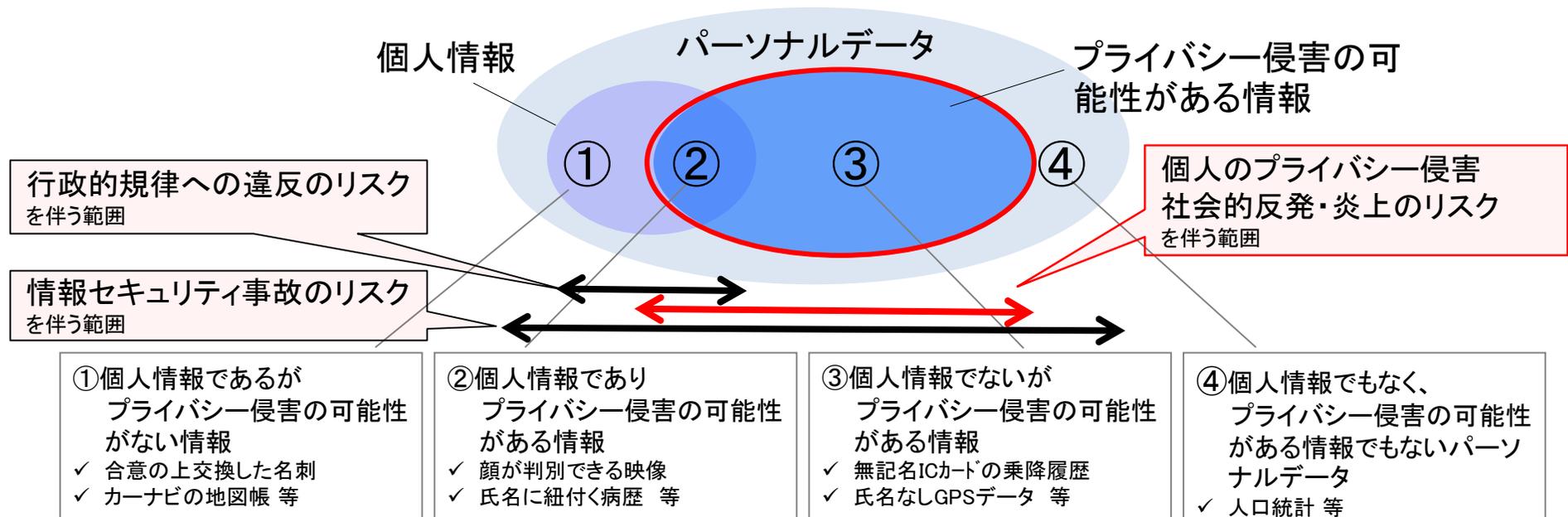
## プライバシー侵害の可能性のある情報

- 「**プライバシー**」は法令上の定義が存在せず曖昧だが、判例によれば公開された内容が
  - 私生活上の事実、あるいは事実らしく受け取られるおそれのあること
  - **一般人の感受性を基準にして、当人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうこと**
  - 一般の人々に未だ知られていない情報であり、公開によって**当人が実際に不快・不安の念を覚えるもの**とされており、個人の権利利益として位置づけられる（民法上）。
- 「**プライバシー侵害の可能性のある情報**」は、本人にとって他の人に知られることによって**プライバシーが侵害されるような機微な内容を含む情報**。
- ただし、「プライバシー侵害の可能性のある情報」は、個人の主観やデータの使われ方等にも依存し、**データの外形のみから判断することが困難**。
- 法律に基づく事前規制はない。
- 個人のプライバシーを侵害した場合 → 損害賠償（民事訴訟）

# 本取扱いにおいて対象とするデータ

- ✓ 個人情報の保護は、現在、個人情報保護法等に基づいて行っているが、リスク管理の観点から、「プライバシー侵害の可能性がある情報」についても保護を行い、プライバシーに配慮することが不可欠。
- ✓ しかし、「プライバシー侵害の可能性がある情報」は、個人の主観やデータの使われ方等にも依存し、データの外形のみから判断することが困難。

**NICTの研究開発において取扱うパーソナルデータを対象に、その取扱いに際して講ずるべき手続きを「研究開発におけるパーソナルデータの取扱いに関するマニュアル」（以下「マニュアル」）で規程（委託研究も含む）。**



# NICTにおけるパーソナルデータの取扱い（概要）

リスク管理の観点から、パーソナルデータが適切に取り扱われるよう、研究開発プロジェクトの各段階において、以下のとおり、必要な措置を講ずる。

## 研究開発の流れ



## パーソナルデータを取扱う場合に講ずる措置

### プロセス①

パーソナルデータを取扱う研究開発プロジェクトの把握とリスク事前評価

・委員会はプライバシーリスクの事前評価+助言。

### プロセス②

パーソナルデータを取扱う研究開発の契約時の措置（契約において適切な取扱いを担保）

### プロセス③

パーソナルデータの取扱い計画の決定

### プロセス④

パーソナルデータ取扱い時のプライバシー対策

### プロセス⑤

研究成果等に関するプレス発表

時期：提案者からの応募資料を審査する時期。

- パーソナルデータの取扱いを計画している場合、**【様式1】「パーソナルデータ取扱チェックリスト（計画）」に必要事項を記載**し、パーソナルデータ取扱研究開発業務審議委員会（以下「委員会」）に**提出**。

- 委員会事務局は、パーソナルデータ取扱責任者から提出された上記チェックリスト（計画）をとりまとめ。

- **委員会**は「パーソナルデータ取扱チェックリスト（計画）」の記載内容やヒアリング等に基づき、

- ・ 各プロジェクトの**プライバシーリスクを事前評価**  
（→ 次ページ）

- ・ 必要なものについては、計画の見直すべき点等について委員会としての**助言**をとりまとめ。

「パーソナルデータ取扱  
チェックリスト（計画）」  
で記載する内容

- ✓ 研究開発の案件名、概要
- ✓ パーソナルデータの利用計画（データの種類、取得、管理、利用、提供・公開、廃棄）

## 事前評価のステップ

- ① 取扱うパーソナルデータが「**プライバシー侵害の可能性のある情報**」(=**機微な内容(※)**を含む情報か)を含むか否かを判別

※ 病歴、健診結果、収入や資産の状況、人の位置情報、交通機関の乗降履歴など、人が知られたくないような情報(要配慮個人情報を含む)

- ② 「プライバシー侵害の可能性のある情報」を取扱うプロジェクトのうち、以下の**評価基準の少なくとも一つに該当しない項目があるものを「高リスク」として重点的に取扱い。**

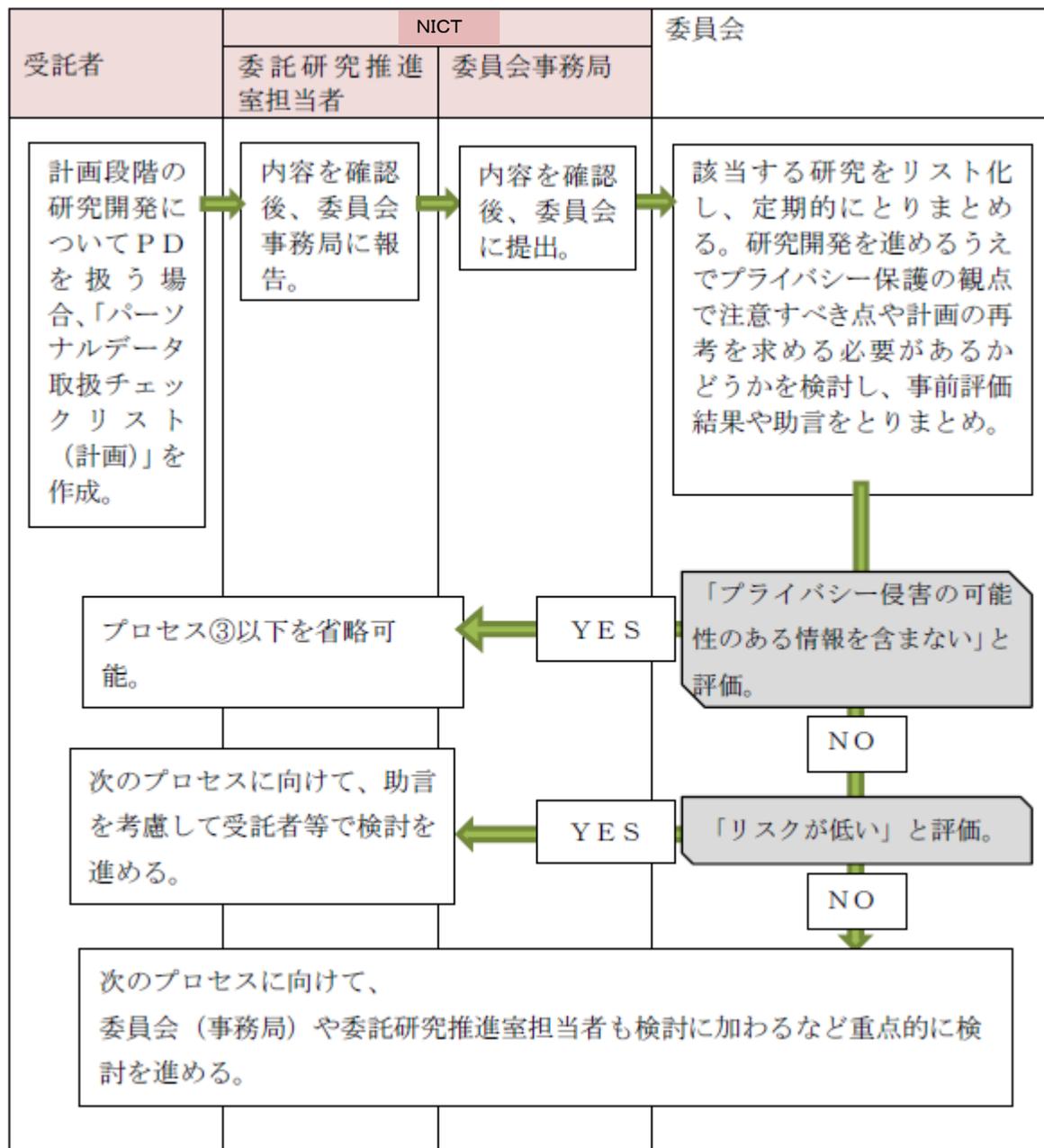
	評価基準
データ取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得するデータ、取得方法、利用目的等について<b>本人から同意を取得している</b>(ただし、本人が自らSNSやブログ等を通してインターネット上に発信した情報を取得する場合を除く)</li> </ul>
データ管理	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>本人の同意なく</b>データをあらかじめ特定した目的以外で利用することはない</li> </ul>
データ利用	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>本人の同意なく</b>個人の特定を行う分析や機微な内容を推定する分析を行わない</li> </ul>
データ提供・公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者に対するデータの提供又は公開は、<b>本人の同意を得た範囲を超えて行わない</b></li> <li><b>本人の同意なく</b>国外へのデータ移送は行わない</li> </ul>

- ✓ プロセス①で、**委員会**は「パーソナルデータ取扱チェックリスト（計画）」の記載内容やヒアリング等に基づき、
  - ・各プロジェクトの**プライバシーリスクを事前評価**
  - ・必要なものについては、計画の見直すべき点等について委員会としての**助言**をとりまとめ。



- ✓ **委員会の助言を踏まえて、プロセス②以降で、委員会（事務局）の協力を得つつ、具体的なパーソナルデータの取扱計画を作成。**
- ✓ なお、事前評価で「プライバシー侵害の可能性のある情報」が含まれないとされた研究開発プロジェクトはプロセス③を省略可能とする。

# <参考> プロセス①の流れ



平成28年度より機構内においてパーソナルデータの取り扱いに関する体制が構築され、具体的な運用が開始されたことを踏まえ、平成29年5月に契約約款を改正し、パーソナルデータの取り扱いに関する条項を設けた。

(パーソナルデータの取り扱い)

- 第50条 乙は、委託業務の実施に当たり、自ら収集、作成、又は第三者から取得したパーソナルデータについては、善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- 2 乙は、委託業務の実施に当たり、パーソナルデータを収集するときは適法かつ公正な手段により収集するものとし、パーソナルデータを第三者から取得するときはそのデータが適法かつ公正な手段により収集されていることを確認した上で取得することとする。
- 3 乙は、甲の求めに応じ、パーソナルデータの取扱計画の決定、取扱時のプライバシー保護対策の実施、研究成果の公表等に先立ち必要な事項を甲に遅滞なく報告するものとし、甲は、プライバシー等の個人の権利利益の保護又は甲におけるリスクの顕在化の防止等のために必要と判断した場合は、その内容の変更や中止等の対策の実施を乙に求めることができ、乙はこの指示に従うものとする。
- 4 乙は、本委託業務を第2条の規定により第三者に再委託する場合、又は第三者に請負させる場合は、本条各項に定める内容と同様の措置を再委託者に求め、あわせて自らがすべての責任を負うものとする。
- 5 甲は、必要があると認めるときは、乙の事業の運営に支障が生ずるその他正当な理由がある場合を除き、甲の職員を乙の工場、研究施設その他の事業所（乙の再委託者の事業所を含む。）において、パーソナルデータの管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対して必要な指示をさせることができる。
- 6 乙は、パーソナルデータの漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のために必要な措置、本人（パーソナルデータによって識別される特定の個人）への連絡等を実施するとともに、甲に対して、当該事実が発生した旨、被害状況、被害の拡大防止等のために講じた措置等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる指示を受けた場合には、その指示に従わなければならない。

(取得した個人情報の管理)

- 第50条 乙は、委託業務を実施した際に、次条の場合を除き取得した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 甲は、前項に規定する個人情報について、適切な管理を行う必要があると判断した場合、乙と協議の上、乙に対し必要な事項について別に指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。



ソーシャルICTに関する委託研究においては、個人情報を含むパーソナルデータを扱う可能性があることから、H26.7に個人情報の善管注意義務に関する一般条項を設けた

受託者は、委託研究の契約を締結する場合、約款に記載の内容を順守して頂く必要がありますので、契約締結前に事前によく確認頂くと共に、自身の研究開発において具体的にどのような措置が必要となるのかについても、検討して下さい。

## 第50条第1項

乙は、委託業務の実施に当たり、自ら収集、作成、又は第三者から取得したパーソナルデータについては、**善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。**

「1. 情報管理の徹底」の項で説明したとおり、契約約款51条第2項の規定内容に従い、適切に管理すること。

## 第50条第2項

乙は、委託業務の実施に当たり、**パーソナルデータを収集するときは適法かつ公正な手段により収集するものとし、パーソナルデータを第三者から取得するときはそのデータが適法かつ公正な手段により収集されていることを確認した上で取得することとする。**

「本項のプロセス③ パーソナルデータの取扱計画の決定」で説明するデータの収集、取得に従い、適法かつ公正な手段で入手すること。

## 第50条第3項

乙は、甲の求めに応じ、**パーソナルデータの取扱計画の決定、取扱時のプライバシー保護対策の実施、研究成果の公表等に先立ち必要な事項を甲に遅滞なく報告するものとし、甲は、プライバシー等の個人の権利利益の保護又は甲におけるリスクの顕在化の防止等のために必要と判断した場合は、その内容の変更や中止等の対策の実施を乙に求めることができ、乙はこの指示に従うものとする。**

「本項のプロセス③パーソナルデータの取扱計画の決定、プロセス④研究・実証実験の実施時におけるプライバシー対策の実施、プロセス⑤実証実験等の実施、研究成果等に関するプレス発表」で説明するチェックリスト等をNICTに提出。パーソナルデータ委員会からの意見・助言を踏まえ、対処方針を検討。

内容の変更や中止等の対策を求めることもある。(補足1、2)

# 補足 1

## パーソナルデータを扱う実証実験等のリスク判定

NICTでは、プライバシー等の個人の権利利益の保護及びNICTにおけるリスクの顕在化の防止等のために必要であると判断した場合、内容の変更や中止等を求める場合があります、受託者はその指示に従っていただきます。



NICTでは実証実験等について**事前に**リスクについて判定します。



判定の結果、高リスクとなった場合は、リスクが低減されるよう、当該実証実験の変更（例 被験者の事前同意の取得、データの取得エリア・期間の制限等）をお願いします。再検討の結果リスクが低減されたとNICTが判断できる場合にのみ、当該実証実験を実施することができます。

低リスクとなった場合でも、留意事項等についてNICTから指摘する場合がありますので、その場合は、当該留意事項を踏まえた上で適切に当該実証実験を実施して下さい。

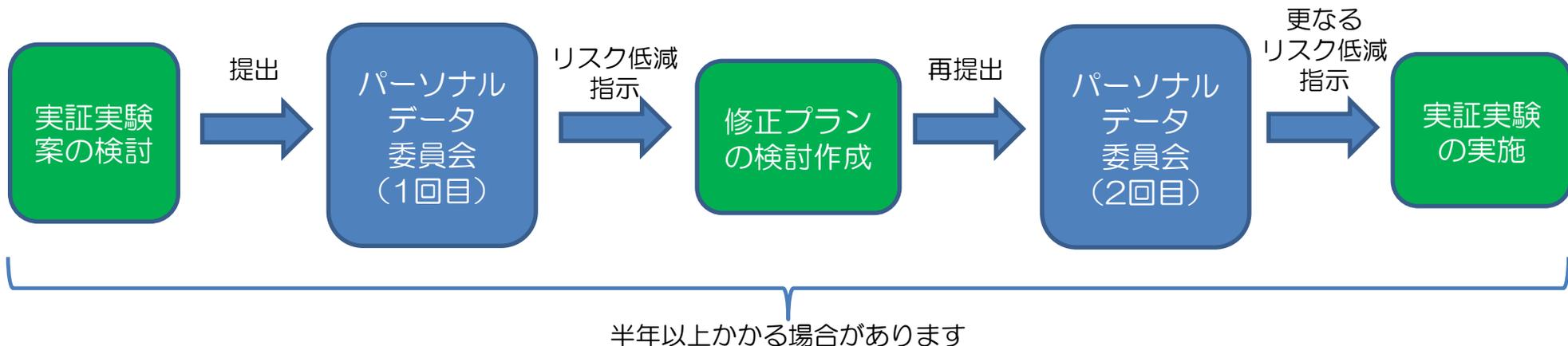
## 補足 2

○NICTでは、実証実験等について事前にリスクについて判定する、パーソナルデータ委員会を2カ月に一回程度開催しています。

○パーソナルデータ委員会にて高リスクと判定されたものについて、リスクを低減したプランを同委員会に再提出することになりますが、2カ月に一回程度の開催ですので、その間は、実証実験を進めることはできません。

○また、リスクを低減したプランであっても、同委員会で更なるリスク低減策を求められる場合があり、その場合、再度検討等を行う必要があるため、同委員会の審議後すぐには実証実験を実施できない可能性があります。

○このため、チェックリスト提出から実証実験まで期間を要しますので、早めにチェックリストを提出頂きますようお願いいたします。



## 第50条第4項

乙は、本委託業務を第2条の規定により第三者に再委託する場合、又は第三者に請負させる場合は、本条各項に定める内容と同様の措置を再受託者に求め、あわせて自らがすべての責任を負うものとする。

再委託(請負)先に対しても遵守させるよう義務づける。

## 第50条第5項

甲は、必要があると認めるときは、乙の事業の運営に支障が生ずるその他正当な理由がある場合を除き、甲の職員を乙の工場、研究施設その他の事業所(乙の再受託者の事業所を含む。)において、パーソナルデータの管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対して必要な指示をさせることができる。

漏洩事故の発生や発生の恐れがある場合には、受託者の事業所等に調査に赴くことがある。

## 第50条第6項

乙は、パーソナルデータの漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のために必要な措置、本人(パーソナルデータによって識別される特定の個人)への連絡等を実施するとともに、甲に対して、当該事実が発生した旨、被害状況、被害の拡大防止等のために講じた措置等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる指示を受けた場合には、その指示に従わなければならない。

事故や本条に係る違反等の事実を認識した場合、直ちに必要な措置等を行うとともに、機構に報告(補足3)

## 第53条第1項第2号

対象事由が消滅するまで効力を有するもの 第50条

研究が終了すれば第50条の適用はなくなるのではなく、研究終了後もパーソナルデータを持ち続ける限り適用

## 補足 3

### パーソナルデータの厳重な管理

同意書など、紙媒体にパーソナルデータが含まれる場合は、当該紙媒体は施錠した保管箱等に保管すると共に、当該保管箱そのものの管理も施錠や入退室管理がされる部屋に保管して下さい。また、紙媒体を実証実験場所から別の場所に移動させる場合も、施錠した保管箱等に保管したうえで移動させて下さい。



漏洩事故の発生や発生の恐れがあると判断した場合は、受託者の施設に立ち入り、パーソナルデータが適切に管理されているか等について調査を行い、必要な指示を受託者をお願いする場合があります。



万一、パーソナルデータについて漏洩、滅失、棄損等が発生した場合、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずると共に、当該事実が発生したことをNICTに連絡して下さい。また、被害状況の把握、復旧等の措置、被験者への対応等についても速やか（発生から数日以内）に報告し、NICTの指示を仰いでください。

## プロセス③ パーソナルデータの取扱計画の決定

- ✓ **受託者**は、プロセス①での委員会助言を踏まえ、研究開発プロジェクトにおけるパーソナルデータの具体的な取扱計画を決定、**【様式2】「パーソナルデータ取扱チェックリスト」**に記入の上、委員会に**提出**。
- ✓ この際、プロセス①で委員会が**「高リスク」と判断した案件**については、**【様式3】「パーソナルデータのリスク分析とリスク対策」**に記入し、委員会に**提出**。
- ✓ 委員会事務局は提出された**【様式2】** **【様式3】**をとりまとめ。

**【様式2】**「パーソナルデータ取扱チェックリスト」の項目

- ✓ 研究開発の案件名、概要
- ✓ パーソナルデータの利用計画  
(データの種類、取得、管理、利用、提供・公開、廃棄)

※ 様式1と同じ様式

**【様式3】**「パーソナルデータのリスク分析とリスク対策」の項目

- ✓ 想定されるリスク、当該リスクへの対応策 等

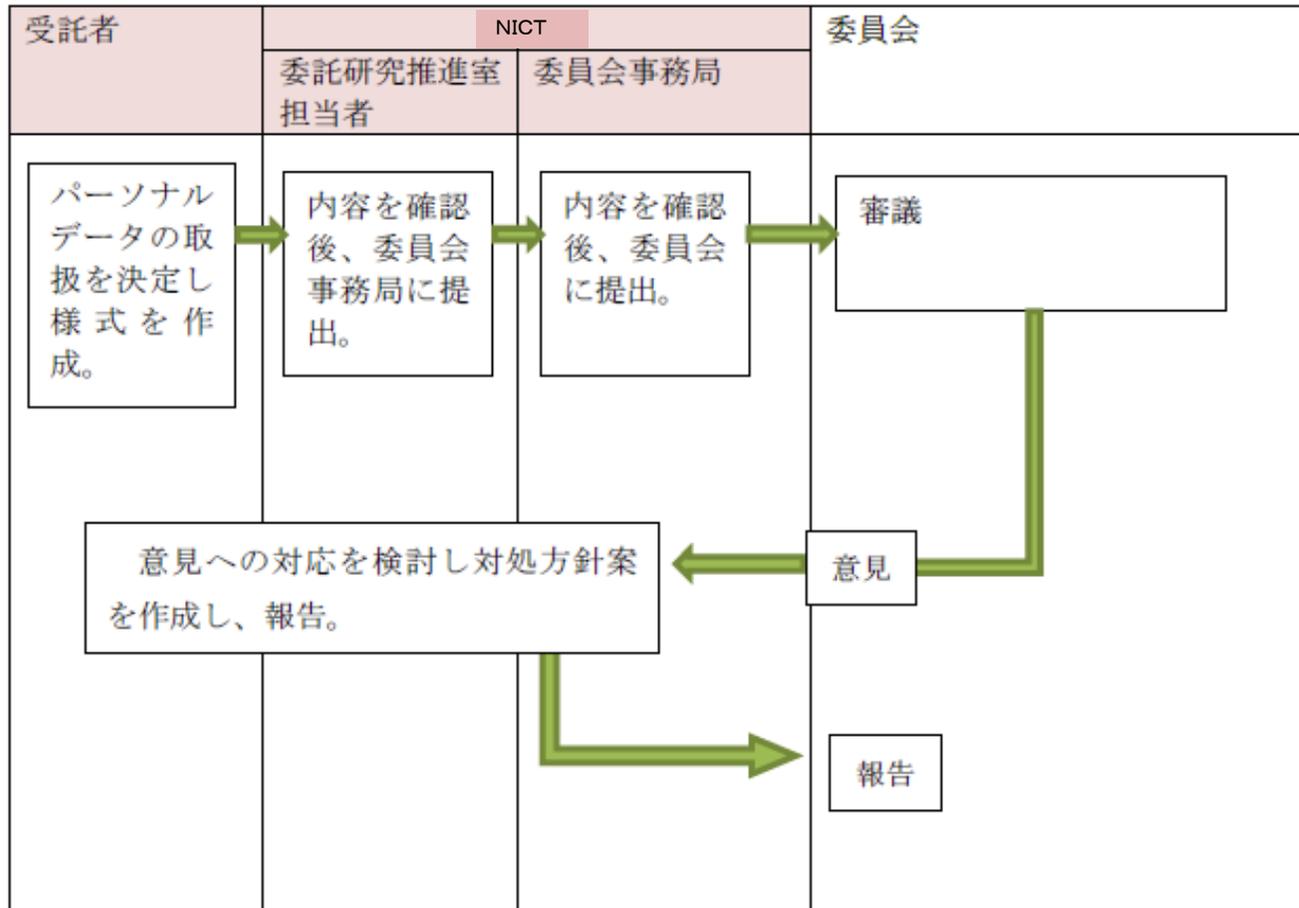
※ チェックリスト提出のタイミング

受託者との契約締結後、受託者がパーソナルデータの取得開始前の段階

## プロセス③ パーソナルデータの取扱計画の決定

- ✓ **委員会**は、【様式2】【様式3】やヒアリング等に基づき、リスクを評価し、見直すべき点等についての**意見をとりまとめ**、受託者に提示。
- ✓ **受託者等**は委員会から提示された意見への**対応方針をまとめ**、**委員会に提出**する。

＜参考＞プロセス③の流れ



委員会は、リスク評価とその対応策を検討する際には、以下の評価基準及びリスク低減策(例)を参照する。

	評価基準
データ取得	<p><b>&lt;取得者が受託者の場合&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取扱うパーソナルデータに、<u>プライバシー侵害の可能性のある情報(要配慮個人情報その他の機微な内容を含む情報)</u>が含まれない</li> <li>取得するデータ、取得方法、利用目的等について本人から同意を取得している</li> <li>本人の同意(又は通知・公表)の手段及びその内容は本人に認識・理解しやすいものである</li> <li>本人からの要望を受けてデータ利用ならびに第三者提供を停止する手段(オプトアウト)を用意する</li> </ul> <p><b>&lt;取得者が受託者以外の場合&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パーソナルデータの提供を受ける場合、適切な方法で取得されたデータであることを確認している。</li> <li>受託者における取扱い内容は、データ取扱いに関する契約・規約等の内容を超えるものではない</li> </ul>
データ管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の同意なく、<u>取得したパーソナルデータをあらかじめ特定した目的以外の目的のために利用しない</u></li> <li>パーソナルデータの移送時・保管時には、適切な暗号化処理等を行うなどセキュリティを担保する</li> <li>取扱うパーソナルデータにアクセスできる職員等を必要最小限とする</li> <li>海外研究機関・海外設置クラウド等、海外へ/海外からのデータ移送は行わない</li> </ul>
データ利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の同意なく、<u>個人を特定する分析や機微な内容を推定する分析を行わない</u></li> <li>本人の同意なく、他の研究開発等において取得したデータとの突合処理は行わない</li> <li>利用の内容は本人の同意(又は通知・公表)を得た範囲を超えない</li> </ul>
データ提供・公開	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>データの第三者への提供または公開は、本人の同意を取得した範囲を超えて行わない。</u></li> <li>本人の同意なく、<u>国外へのデータ提供は行わない</u></li> <li>データの第三者提供・公開に当たり、データの利用目的や利用者、利用手続き等が明確化されている。</li> <li>データ提供先との間で、本人同意のなく、個人の特定、機微な内容を推定する分析を禁止する契約等を結ぶ</li> <li>論文等の成果発表時、特定の個人を識別できないように加工したデータもしくは統計データを用いる</li> </ul>
データ廃棄	<ul style="list-style-type: none"> <li>データの利用期間・保持期間を設定し、本人にその内容を同意の取得(又は通知・公表)を行う。</li> <li>利用期間・保持期間終了時のデータの取扱いに関する同意の取得(又は通知・公表)を行う。</li> </ul>

下線部は、プロセス①での評価基準にも含まれている事項。

	評価基準に抵触するケース	リスク低減策（例）
データの取得時	<p><u>取得するデータ、取得方法、利用目的等について本人からの同意を取得しない</u></p>	<p>①本人に対して改めて説明し、同意を取得する。</p> <p>&lt;本人同意の取得が困難な場合&gt;</p> <p>① 本人から同意を取得する以外の方法として、本人に十分に分かる形で、本人への通知もしくは利用目的の公表を行う。</p> <p>② 本人が使用する機器や付帯する機器等の利用開始時に同意を得る手段を講ずる。</p> <p>③ カメラ等を用いて個人を識別する写真や映像情報を取得する場合には、取得場所で利用目的を告知（公表）し、カメラ等により、写真や映像を取得されない回避通路等を用意する。</p>
	<p><u>取扱うパーソナルデータに、プライバシー侵害の可能性のある情報（要配慮個人情報その他の機微な内容を含む情報）が含まれる</u></p>	<p>① 機微性の高い内容を含むデータを取得する必要があるのかを再度検討する。</p> <p>② 検討した上、取得が必要な場合には、研究の意義や目的等を説明し、本人の同意を得る。</p>
	<p>パーソナルデータの提供を受ける場合、提供元が適法かつ公正な方法で、パーソナルデータの取得を行っていない、または行っているかどうか不明である。</p>	<p>① 提供元が適正な方法でデータを取得したかどうかを確認する。（本人同意を取得したか、違法な方法でデータを取得していないか等）</p> <p>② 確認が得られない限り当該データは利用しないことを検討する。</p>

下線部は、プロセス①での評価基準に含まれる箇所。

	評価基準に抵触するケース	リスク低減策（例）
管理	本人の同意なく、取得したパーソナルデータをあらかじめ特定した目的以外の目的のために利用する	① 予め特定した目的内と解釈できないかどうかを検討する。 ② 再度、追加された利用目的の同意を本人から得る
利用	本人の同意なく、個人を特定する分析や機微な内容を推定する分析を行う	① 原則禁止 ② 当該分析の必要性を再度検討し、必要な場合には本人から同意を得る。
	本人の同意なく、他の研究開発等において取得したデータとの突合処理を行う	① 取得時に本人に説明した目的に合致するかどうか確認する ② 当初の目的には合致しない場合、改めて当該処理について十分に説明し同意を取得する。あるいは通知又は公表する。
	本人の同意（又は通知・公表）を得た範囲を超えた利用を行う	① 改めて当該利用・分析について本人の同意を取得する。あるいは通知又は公表する。
提供・公開	本人が同意した範囲を超えて、第三者に対するデータの提供や公開を行う。	① 再度、本人から同意を得る。 ② (①が難しい場合には、) パーソナルデータを統計化などの手法で匿名加工処理したうえで実施する。
	本人の同意なく、国外へのデータ提供を行う	① 原則は、本人から海外の機関に提供されることの同意を得る。 ② 提供先機関のパーソナルデータの管理体制や管理方法等が日本と同等以上であるか、確認する。
	データを第三者に提供又は公開する場合、各データの利用目的、利用形態、利用方法（利用手続きを含む）等が明確でない。	提供・公開に当たっての事前に各データの利用目的、利用形態、利用方法（利用手続きを含む）等を規定する。
	データの提供先とは、プロフィール推定や個人の特定を禁止する契約等を結んでいない	データの提供先とデータの取扱いについて協議し、適宜契約等を結ぶ。
廃棄	データの利用期間・保持期間を設定しない、かつ本人から同意も取得しない	① データ利用目的にかんがみて定められないか検討する ② データ取得前までにデータの保管期間を定めることが難しい場合には、その旨をあらかじめ同意書等に記載する。

- ✓ 受託者は、研究・実証実験を行う段階において、パーソナルデータのライフサイクルごとに「**パーソナルデータ取扱チェックリスト**」「**パーソナルデータのリスク分析とリスク対策**」で提出した内容を実施。
- ✓ 委員会は、「**パーソナルデータ取扱チェックリスト**」等のとおり委託研究が実施されているかどうかを定期的に確認。
- ✓ **チェックリスト等に掲載されていない事項**についても、パーソナルデータのライフサイクルごとの**基本ルール（次ページ以降）**に従う。
- ✓ なお、委員会での審査を経た後に、データの追加、変更等を含めてパーソナルデータの取扱計画に**変更が生じた場合は、「パーソナルデータ取扱チェックリスト」等を再度委員会に提出**し、変更の内容に応じて委員会で再度審議を実施する。

## パーソナルデータ取得時のルール

- ① 要配慮個人情報等の機微性の高い情報は原則として取得しない。取得する場合は書面による本人の同意を得る。
- ② 研究概要、取得データの内容、取得方法等について、本人に対して適切に説明する。
- ③ 同意書等の中には以下を含める。
  - ・データの項目、取得方法、利用目的、利用方法、共同研究者、データの公開の有無、第三者提供の有無（海外の第三者提供の有無も含む。）、データの安全管理措置、オプトアウトの有無、問い合わせ先
- ④ セキュリティを確保した状況でデータを授受する。

### 間接的に取得する場合等

- ① 取得元となる事業者において適切に取得されたデータであるかを確認する。

## パーソナルデータ管理時のルール

- ① 本人の同意なく、予め特定した利用目的以外で利用しない。
- ② 本人からデータの削除要求があった場合に迅速に対応できるよう、データの保守性を高めるよう努める。
- ③ データにアクセスできる職員等を必要最小限に設定する。
- ④ データの移送時・保管時にはセキュリティを確保する。

なお、パーソナルデータの情報の格付けに関する基本的な考え方に基づき、セキュリティ対策については、受託者の情報セキュリティ管理規程の安全管理措置を参照して実施する。

## パーソナルデータ利用時のルール

- ① 本人の同意なく、個人の特定を行う分析や機微な内容を推定する分析を行わない。
- ② 本人の同意なく、他の研究開発等において取得したデータとの突合処理は行わない。
- ③ 利用の内容は本人の同意（又は通知・公表）を得た範囲を超えない。
- ④ 分析結果等を本人へフィードバックする場合は、不快を与えないように説明責任を果たす。本人からの苦情窓口を設ける。

## データの提供・公開時のルール

- ① データの提供・公開は、本人の同意を取得した範囲を超えて行わない。
- ② 本人の同意なく、国外へのデータ提供は行わない。提供先機関のパーソナルデータの管理体制や管理方法等が自国と同等であるかどうかを確認する。
- ③ 取得時に、本人から同意が得られない場合、第三者に提供・公開するデータは、統計処理などプライバシーを侵害しないように加工処理を施した情報に限る。
- ④ データの提供・公開に当たり、データの利用目的や利用者、利用手続き等を定める。
- ⑤ データの提供先に個人を特定する分析や、機微な内容を推定する分析を禁止する契約等を結ぶ（ただし、本人から同意を得ている場合はこの限りではない。）
- ⑥ 論文等の成果発表時は、特定の個人を識別できないように加工したデータもしくは統計データを用いる

## データの廃棄時のルール

- ① 予め定めたデータの保管期間終了後に、確実にデータの廃棄を行う。
- ② 情報機器内のデータを廃棄するには、データ消去ツールでデータを確実に削除し、データ削除のログデータを取得しておく。
- ③ データを蓄積したサーバを廃棄する場合は、ハードディスクを物理的に廃棄し、ディスク内のデータを破壊したうえで、サーバ廃棄を廃棄業者に依頼する。廃棄業者は信頼できる業者を選択し、秘密保持契約を締結。

パーソナルデータを取扱う研究・実証実験の実施やその成果等についてプレス発表する場合、パーソナルデータの提供者本人や一般市民に不安や不信を抱かせないように、十分な説明を行う必要。

高度通信・放送研究開発委託研究においては、**プレス発表の1か月前に原稿を提出**するようお願いしています。

プロセス①や③の過程で高リスクとされたものについては、**原稿の修正やプレス発表そのものが中止**となる場合があります。

※プレス発表については、委員会での事前審議は原則として予定していないが、プロセスの過程で高リスクとされたものは、委員会での事前審議を行う場合がある。

※**論文・学会発表**においても、個人が特定される可能性のあるデータを掲載する場合、プライバシー保護の観点から本人からの同意を取得する必要。

委託研究推進室担当者への事前連絡は要しないが、個人情報に関する指針等を定めている学会（特に医療分野）もあるため、発表者自身で事前に発表内容が当該指針等に沿っているか確認。

- ① **研究開発成果（公開するアプリケーション等を含む。）の概要**
  - ・ 当該研究開発の公益性や、アプリケーションの利用者に与えるメリットを記載
- ② **取得するパーソナルデータと取得の方法**
  - ・ 取得するパーソナルデータの項目とその取得方法について、可能な限り細分化し、具体的に記載
  - ・ 特に利用者にとって分かりにくいものについては明確に記載
- ③ **パーソナルデータの利用目的・利用方法**
  - ・ 取得するパーソナルデータの利用目的を特定し、具体的に記載
  - ・ 特に利用者にとって分かりにくいものを明確に記載
  - ・ パーソナルデータの利用目的は、取得するパーソナルデータの項目と対応して記載
- ④ **パーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータの第三者への提供の有無及び提供先**
- ⑤ **利用者によるパーソナルデータの提供の停止・訂正の可否及びその方法**
  - ・ 利用者が受託者によるパーソナルデータの取得の中止又は利用の停止が可能であることを記載
  - ・ 上記が可能である場合には取得の中止方法又は利用の停止方法を記載
- ⑥ **データの管理方法（保存期間、廃棄）**
- ⑦ **プライバシー保護のための措置について**
  - ・ 技術面（匿名化技術、安全管理体制等）及び運用面の両面から措置を講じていることを記載。
- ⑧ **問合せ先**

### 3. 電波法許可対象機器の扱い

- 電波法で規定される機器や設備を購入・製造・利用する場合は、法規の定めにより、申請・届出等が必要になる場合があります、認可・許可を受けずに利用した場合は、電波法違反として処罰される可能性があります。
- これらの違反を未然に防ぐため、対象となりうる機器・設備を購入・製造する場合は、そのすべてについて確認を行い、許可を要するかどうかの判定を行った上で、購入・製造の是非について判断してください。



総務省の電波利用ホームページを参照願います。

<http://www.tele.soumu.go.jp/index.htm>

- 委託経費で下記①～③を購入・製造した場合は、資産登録の有無によらず、必ずNICTに届けを提出してください。
  - ① 無線設備（受信専用設備を除く）
  - ② 設置許可が必要な高周波利用設備（電波法第100条）
  - ③ 設置許可が不要な高周波利用設備

- 委託研究において、電波を発射する機器を作製し、電波を発射する場合は実験局免許が必ず必要ですので、事前に総務省に問い合わせを行い、実験局免許を取得したうえで、電波を発射して下さい。
- 実験局免許のない状態で電波を発射した場合は、電波法違反として処罰される可能性があります。また、コンプライアンス上問題ですので、研究そのものが中止となる場合があります。
- なお、電波暗室で電波を発射する場合も、無線設備単体での電界強度が微弱無線局の許容値を超過するのであれば実験局免許は必要ですので、遺漏のないよう、お願いします。

高周波利用設備とは、電線路に10kHz以上の高周波電流を通ずる電信、電話、その他の通信設備及び10kHz以上の高周波電流を利用して医療、工業等の分野で幅広く活用されているもの。しかし、高周波利用設備から漏洩する電波が他の無線通信に妨害を与えるおそれがあるため、一定の周波数又は電力を使用する高周波利用設備を設置しようとする者は、設置する前に許可を受ける必要がある。

高周波利用設備は、大別すると「通信設備」と「通信設備以外の設備」に分類。

## 【許可が必要な設備】

### ○通信設備

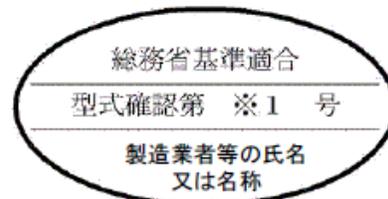
電線路に10kHz以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備は、一部の設備（許可を受ける必要がない設備）を除き、許可を受ける必要がある。（電力線搬送通信設備（PLC等）、誘導式通信設備（列車無線等）、誘導式読み書き通信設備（電子タグ等））

### ○通信設備以外の設備

医療設備、工業用加熱設備等 例えば基板上に薄膜を作成する装置、MRI

## 【許可が不要な設備】

一定の要件を満たしているものや型式指定や型式確認を受けているもの。  
（搬送式インターホン、超音波洗浄機、電子レンジ等）



## 4. お願い

# ～中間評価の実施について①～

- 平成29年度の中間評価につきましては、平成29年10月～12月にて実施します。
- 場所につきましては、NICTの施設（東京都内）で実施することが原則ですが、デモンストレーション、実機動作等を行う希望があれば、受託者の研究設備で実施することも可能です。事前にご相談下さい。
- 具体的な日時につきましては、6月下旬から調整を開始しますが、評価者の日程を最優先しますので、受託者のご都合に必ずしも合わない可能性もあります。
- 中間評価では、評価者がSABCの四段階で評価を行います。評価結果は受託者に通知されると共に、NICTのWebに掲載されます。
- 中間評価の結果、評価結果が芳しくなかったものについては、研究の中止或いは研究計画の変更をお願いする場合があります。
- 中間評価（延長判定）となっているものにつきましては、延長判定を行います。延長判定の結果、延長となったものに限り、契約を最終年度まで延長します。延長とならない場合は、本年度で研究は終了となります。

## ～中間評価の実施について②～

- 中間評価では、スタートアップミーティングでの議論や、評価者からの指摘事項をどのように踏まえて、いかに研究を実施したかを問われますので、資料や説明において、留意をお願いします。
- 可能な限り具体的な説明として頂くと共に、わかりやすい資料の作成をお願い致します。
- 説明及び説明資料は原則として日本語としますが、研究者が日本人でない場合、英語での説明及び説明資料として頂くことも可能です。ただし、英語以外の言語は対応できません。
- 自己評価については、想定以上の成果の場合、100%を超えた点として頂いて問題ありません。他方、100%に満たないものがある場合は、なぜ満たないのかについて、ご説明をお願いします。
- また、100%以上の成果が出た場合は自己評価をS、100%の成果であればA、100%未満の成果の場合はB或いはCとしてください。
- 資料につきましては、事前にNICTに送付頂き、NICT事務局で内容を確認します。確認の結果、修正をお願いする場合があります。

# ～終了評価の実施について①～

- 平成29年度の終了評価につきましては、平成30年1月～3月にて実施します。
- 終了評価では、プレゼンだけではなく、デモンストレーション、シミュレーション結果の表示、開発機器の動態・静態展示など、可能な限り成果を具体的に示してください。
- 場所につきましては、NICTの施設（東京都内）で実施することが原則ですが、デモンストレーション、機器の展示等の関係上、受託者の研究設備で実施することも可能です。事前にご相談下さい。
- 具体的な日時につきましては、秋頃から調整を開始しますが、評価者の日程を最優先しますので、受託者のご都合に必ずしも合わない可能性もあります。
- 終了評価では、評価者がSABCの四段階で評価を行います。評価結果は受託者に通知されると共に、NICTのWebに掲載されます。

## ～終了評価の実施について②～

- 終了評価では、スタートアップミーティング及び中間評価での議論や、評価者からの指摘事項をどのように踏まえて、いかに研究を実施したかを問われますので、資料や説明において、留意をお願いします。
- 可能な限り具体的な説明として頂くと共に、わかりやすい資料の作成をお願い致します。
- 説明及び説明資料は原則として日本語としますが、研究者が日本人でない場合、英語での説明及び説明資料として頂くことも可能です。ただし、英語以外の言語は対応できません。
- 自己評価については、想定以上の成果の場合、100%を超えた点として頂いて問題ありません。他方、100%に満たないものがある場合は、なぜ満たないのかについて、ご説明をお願いします。
- また、100%以上の成果が出た場合は自己評価をS、100%の成果であればA、100%未満の成果の場合はB或いはCとしてください。
- 資料につきましては、事前にNICTに送付頂き、NICT事務局で内容を確認します。確認の結果、修正をお願いする場合があります。

# ～報道発表、記者会見、取材について～

- 委託研究の成果を外部に発信するため、報道発表や記者会見、報道機関からの取材等を積極的に受託において実施頂ければ幸いです。また、これらを実施する場合は、NICTに事前にご連絡下さい。
- 特に、報道発表や記者会見の内容につきましては、
  - ・ NICTの組織、制度名、制度の概要等のNICTに関する部分の確認
  - ・ パーソナルデータの扱いや個人の権利を侵害した内容となっていないか等につきまして確認を行うため、事前（遅くとも1か月前）に報道発表資料の案をNICTに送付して下さい。
- 必要に応じて記者会見等には、NICTの担当者が立ち合わせて頂く場合があります。
- また、報道機関から取材を受けた場合、どのような内容、興味があったのかについて、NICTにお知らせ頂ければ幸いです。
- さらに、報道発表、記者会見、取材の結果、どのように社会で報道されたかについても、NICTまでお教えいただければ幸いです。具体的には新聞記事やニュースなどでの取り扱いについてお教えいただければ幸いです。

# ～成果展開等状況調査、追跡評価について～

## ○成果展開等状況調査

委託研究の研究終了後、研究成果の実用化、標準化、研究への貢献、副次的な波及効果等を把握するため3年後及び5年後にアンケートによる調査を実施します。（全件対象）

## ○追跡評価

終了評価や成果展開等状況調査の結果を踏まえて対象を選定し、委託研究終了から3年後及び5年後に追跡評価を実施します。（一部の案件のみ対象）

追跡評価は、9月から1月頃に、NICT職員がヒアリングに受託者を伺う形で実施します。ヒアリング結果は報告書として取りまとめ、評価者に送付し、評価を行います。

- 研究終了後に連絡先に変更があった時には「様式K-3 課題終了後連絡先」の提出をお願いします。

# ～論文、学会発表における謝辞について～

- 学会発表や報道発表においては、例えば「本研究の一部は、情報通信研究機構の委託研究の成果です。」と記入頂ければ幸いです。
- 学会発表については、謝辞が入ることで、委託研究に係る発表であったことが明確となりますので、学会参加費や旅費についてスムーズにお支払いすることが可能です。謝辞がない場合、当該発表が委託研究とどのように関係しているのかについて、別途確認を行う必要が発生しますので、謝辞を入れて頂きますようお願いいたします。
- 研究終了後に成果発表を実施した場合は、外部発表一覧表にて報告をお願いします。

# 質疑応答